

平成18年5月11日

各位

会社名 宇部興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 田村浩章
(4208 東証第一部、福証)
問合せ先 IR広報部長 泉原雅人
(TEL03-5419-6110)

役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、株主への説明責任を果たし透明性を一層高めるとともに株主との価値共有を図るため、役員処遇制度を改訂し、退職慰労金制度については廃止することといたしました。

社外取締役を除く取締役に対しては、退職慰労金相当額の半分を目途に相応額を既に業績連動型に移行している月額報酬に加算し、残りを株価との連動性を高め株主と利害を一致させることにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とする新株予約権）を割当てることといたしますが、会社法（平成17年法律第86号）施行により、ストックオプションとして取締役に割当てられる新株予約権は、取締役の報酬等の一部であると位置づけられることとなりました。

つきましては、本日開催の取締役会において、「取締役に対するストックオプション報酬等の額および内容決定の件」を6月29日開催の定時株主総会の議案とすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 退職慰労金制度の廃止

- (1) 本年6月末をもって、年功的要素が強い退職慰労金制度を廃止する。
- (2) 在任中の取締役および監査役に対し退職慰労金を打ち切り支給することとし、6月29日開催の定時株主総会の承認を得たうえで、当該役員の退任時に支給する。ただし、取締役の場合は、取締役、執行役員のいずれをも退任した時に支給する。

2. 社外取締役を除く取締役に対するストックオプション報酬等の額および内容

- (1) スtockオプションとして取締役に割当てられる新株予約権に関する報酬等の額
年額1億円以内とする。
- (2) スtockオプションとして取締役に割当てられる新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数
各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とし、新株予約権の総数は180個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その数は18万株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。
なお当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
 - ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に付与株式数を乗じた金額とする。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割当ての日より25年以内とする。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑤新株予約権の行使の条件

上記③の期間内において、新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から原則として8年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 社外取締役および監査役に対しては、独立性の確保のため、株式報酬型ストックオプションを割当てず、退職慰労金相当額を月額報酬に加算いたします。
4. 執行役員については、社外取締役を除く取締役と同様の取扱いを予定しております。

以上